

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）第二十九条第一項第三号の知事が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償等が支給されるべきであった日が属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、平成三十一年四月一日から施行する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

補償等が支給されるべきであった日が属する期間の区分	率
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	〇・〇二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	〇・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	〇・〇一